## 独立行政法人環境再生保全機構 平成 30 年度計画

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 31 条第 1 項の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成 30 年度の業務運営に関する計画(年度計画)を次のとおり定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとる べき措置

機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に 努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の 質の向上を図る。

また、インターネット等の活用を含む戦略的な広報活動の一環として、機構の事業とその成果、各種の動向等について、各種媒体を通じて即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

#### <公害健康被害補償業務>

- 1. 汚染負荷量賦課金の徴収
- (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収
  - ① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、特に、引き続き多くの企業が厳しい経営環境にある中で、高い申告率・収納率確保のために、以下の対応を行う。
    - ア. 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、 未申告納付義務者に対し委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告・納付督励をさらに強化する。
    - イ.未納の納付義務者に対しては、「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督励事務手引」により、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。
      - これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。
  - ② 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成24年度実績(63件)に比し中期計画の目標である50%増(95件以上)の実地調査を計画し実施する。
- (2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施
  - ① 徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)においては、平成24年度実績に比し、本年度においても5%以上の委託費の縮減を達成する。

② オンライン申告等の電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、申告納付説明・相談会、オンライン申告セミナー等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、業界団体等に対し、傘下事業主等への利用促進のための周知・広報について協力要請を行うほか、用紙申告及びFD・CD申告の納付義務者への直接訪問等により利用の促進を図る。

中期計画に掲げた電子申告率70%以上の目標を2年前倒しで達成しており、引き続き、オンライン申告等の一層の普及及び定着に向けた取組を行う。

- (3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上
  - ① 納付義務者に対するサービスの向上を図るために、以下の取組を行う。
    - ア. 納付義務者のニーズに基づき、インターネットを利用した汚染負荷量賦課金の電子納付(Pay-easy(ペイジー)収納サービス)を開始したことから、利用促進のための周知を行う。
    - イ.「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」について、納付義務者からの照会事項、意見等を把握し、改訂する。
    - ウ. 申告の手続などを説明した動画サイトを申告納付説明・相談会等を通じて、納付 義務者に周知する。
    - エ. 申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意見・要望を把握し、 徴収・審査システムの改修を行う。また、納付義務者の法人情報に関して、他の機 関情報システムでのサイバー攻撃による情報漏えいの事案の発生を踏まえ、当該シ ステムに係る情報セキュリティ対策の強化、標的型メール攻撃などのインシデント 発生防止に向けた措置を講じるとともに、情報を取り扱う職員研修の充実を図る。
    - オ. 委託商工会議所と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。
  - ② 汚染負荷量賦課金の徴収関係業務を円滑に推進するため、以下の取組を行う。
    - ア. 納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託業者 担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催 する。
    - イ. 委託商工会議所との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国各地で申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。

#### 2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実 績報告書に係る手続の適正化を図るため、45 都道府県等に対する現地指導を原則とし て3年に1回のサイクルで実施する。

また、公害保健福祉事業について、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集する。

さらに、現地指導調査の結果や創意工夫が見られた公害保健福祉事業の事例について、環境省に報告するとともに、都道府県等に対して事業計画の参考となるよう情報提供を行う。

#### (2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

納付業務システムについて、都道府県等の意見・要望を把握し、事務処理の効率化 が図れるよう改修する。

また、45 都道府県等の担当者が納付業務システムを円滑に利用できるよう、要望がある担当者全員を対象に研修を実施する。

#### <公害健康被害予防事業>

## 1. ニーズの把握と事業内容の改善

公害健康被害予防事業(以下「予防事業」という。)の各種事業を効果的かつ効率的に実施するため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を的確に反映させることにより事業内容の改善を図る。

平成 26 年度に見直した助成事業のメニューを地方公共団体がより効果的に実施できるよう支援に取り組む。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業(以下「ソフト3事業」という。)について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価・分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

#### 2. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保

## (1) 事業の重点化

予防事業の実施内容を、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる 事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確 保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。

## (2) 収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金について、市場等の動向に適時・的確に対応して、運用方針に 基づき安全で有利な運用を行う。

また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、事業財源の安定的な確保を図る。

### (3) 公害健康被害予防事業の基本方針に基づく次期中期計画の作成

次期中期計画の作成において、平成29年度に取りまとめた公害健康被害予防事業の基本方針を反映させる。また、事業移行に当たり、関係団体等と必要な調整を図る。

#### 3. 調査研究

#### (1)調査研究の実施

平成 29 年度から開始した環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究について、引き続き着実に実施する。

また、次期中期計画で実施する調査研究について、調査研究計画を作成し、評価委員会の審議を経て今年度中に募集を開始する。

なお、調査研究課題の重点化や実施計画等の合理化を行うことにより、調査研究費の 総額を平成24年度比で10%以上削減する。

## (2) 外部有識者による評価

各調査研究課題について、外部有識者による平成29年度評価結果を各調査研究の実施者にフィードバックして平成30年度の調査研究の内容(研究資源の配分、研究計画)に 反映させる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は 中止を行う。

また、調査研究課題の終了時期である平成30年度末に事後評価を実施する。

#### (3)調査研究成果の予防事業への反映

調査研究の成果は、ホームページや研究発表会で公表するほか、パンフレットなどの 作成により、広く情報提供を行う。

また、その結果に応じて、研修事業や助成事業の向上、知識の普及等事業で行う取組の内容に的確に反映させる。

## 4. 知識の普及及び情報提供

## (1) 知識の普及事業等の実施

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復等に係る知識普及事業については、ぜん 息等の患者の自己管理の重要性に鑑み、これまでに作成した成人ぜん息に関する複数の 啓発冊子を一冊に統合・再編したパンフレットの発行、ぜん息・呼吸器専門医等による 講演会等の開催、ぜん息・COPD電話相談室などの事業を積極的に実施する。

また、講演会等への参加者等に対するアンケート調査を実施する。アンケートの有効 回答者のうち 80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得るとともに、 引き続き事業効果の把握に努める。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取 組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させる など質の向上を図る。

## (2) ホームページ等による情報提供

予防事業のWEBページである「大気環境・ぜん息などの情報館」において、各種パンフレット類の紹介や講演会の開催等に関する情報提供を行う。

また、ぜん息・COPDに関する情報ポータルサイト「ぜん息・COPDプラットホーム」を引き続き運用するとともに、SNS やメールマガジンなど複数のツールを複合的

に活用し、ぜん息・COPDに関連する情報を速やかに利用者に発信する。

#### 5. 研修の実施

## (1) 研修による人材の育成

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得するための研修を実施する。

また、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師・理学療法士等の患者教育スタッフを 養成するための研修を実施する。

実施に当たっては、アンケート調査により理解度や研修ニーズ等を把握し、カリキュラム作成等に反映させる。

なお、アンケート調査では、有効回答者のうち80%以上の研修生から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを目標とする。

さらに、ソフト3事業の従事者を対象とした研修については、研修を修了し業務に復帰してから一定期間経過後に追跡調査を実施し、平均80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

## (2) 地方公共団体に対する支援

地方公共団体が実施するソフト3事業を支援するため、ぜん息やCOPDに係る患者 教育の知識、助成事業実施上の医療専門的スキル・技術を習得するための看護師・理学 療法士等を対象とした研修を実施する。また、研修履習者等について「予防事業人材バ ンク」に新たに100人の登録を目指す。

## 6. 助成事業

## (1) 助成事業の効果的・効率的な実施

#### ① 環境保健分野

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的な事業の実施に向けた取組を推進する。

#### ② 環境改善分野

地域における大気環境改善施策を実施するための計画作成事業について、環境改善研修等の機会を通じて地方公共団体に活用を推奨する。

#### (2) ソフト3事業の効果の把握・分析等

ソフト3事業については、地方公共団体の協力を得て事業実施効果の測定及び分析等 を継続して行うとともに、地域住民のニーズや事業を取り巻く状況を調査分析し、実務 者連絡会議などの機会を通じて、地方公共団体の事業内容の参考となるよう情報提供す る。

### <地球環境基金業務>

#### 1. 助成事業に係る事項

- (1) 助成の重点化等による効果的な実施
  - ① 助成対象については、引き続き国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成ではアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。また、企業等からの寄付金を直接助成事業に充てる企業協働プロジェクトを引き続き推進する。
  - ② 将来の環境保全活動を担う若手人材を育成するため、振興事業と連携した「若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム」(年 10 件程度の採択を目指す。)を実施する。

## (2) 助成先固定化の回避

環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、これまで地球環境基金から助成を 受けたことのない団体への助成(全体の20%を目指す。)に努めるとともに、引き続き、 助成事業に係る周知広報を図る。また、助成継続年数の上限について募集要領に明記し 厳正に履行する。

## (3) 処理期間の短縮

助成金の支払に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、 支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

助成した事業の成果の向上を促進するため、有識者等により構成する第三者委員会と 連携し、事業実施期間に応じて、事前目標共有(初年度)、中間コンサルテーション(2 年度目)、書面評価(3年度終了時)、実地評価(終了の翌年度)等を実施し、評価結果 を公表する。また、評価結果を毎年策定する募集要領及び審査方針に反映させる。

- (5) 利用者の利便向上を図る措置
  - ① 募集時期の早期化などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理 期間を30日以内とする。
  - ② 助成金の各種申請書等様式のダウンロード、中間支援組織等と連携した助成金募集 説明会の開催等により、助成金交付要望団体等の利便性を図る。
  - ③ 民間の助成団体や地方環境パートナーシップオフィス等関係団体とのネットワーク を構築し、連携強化を図るため、情報交換を行うとともに、助成金説明会等を連携し て開催し、より広範な情報提供に努める。
  - ④ 助成金の支払事務が適正に行われ、計画どおりに執行されている団体については、 団体の求めに応じて概算払を実施する。

### 2. 振興事業に係る事項

(1)調査事業、研修事業の重点化

助成事業と連携した、若手プロジェクトリーダー研修への重点化(年3コース、3回)を実施する。

ユース世代のネットワークの構築に資するため、学生との交流事業を民間団体、企業、 自治体等と連携して年2回実施する。

調査事業については、民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

#### (2) 研修事業の効果的な実施

研修事業の効果等に関する評価として、研修受講者へのアンケート調査による評価・フォローアップを行い、効果的な研修事業の実施に努める。また、各研修事業について、「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるように努める。

#### 3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金事業のこれまでの取組について、国民・事業者等の理解を促進するため、 様々な広報媒体や各種環境イベント等を通じた総合的かつ効果的な広報活動に取り組むと ともに、地球環境基金のより一層の造成のため新たな寄付方策の導入に向けた検討を行う。 具体的な広報活動として、国民に対しては、「地球環境基金サポーター」を始め、多様な 寄付方法について更なる広報に取り組み、寄付獲得に努める。

一方、事業者等に対しては、現在の社会経済情勢を踏まえ、「地球環境基金企業協働プロジェクト」による寄付獲得に重点を置き、より多くの参加を得るよう企業CSR担当者等への直接の広報等に取り組むとともに、東京 2020 に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への寄付獲得に努める。

なお、出えん金の総額及び件数については、社会経済情勢や前中期目標期間以降の推移 を改めて分析した上で、その増加に努める。

また、地球環境基金の運用については、低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動 向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努める。

#### <ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金による助成業務>

軽減事業、振興事業及び代執行支援事業について、環境大臣が指定する者からの助成金の 交付申請、支払申請及び事業実績報告の内容を適正に審査した上で交付する。

また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表(年5回)する。

## <維持管理積立金の管理業務>

本積立金について、取戻し請求に確実に対応するとともに、積立額及び取戻額を想定し資金の出入を把握することにより、予定外の資金需要に対応できる余裕を確保しつつ、より有利な運用を行う。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額を年1回3月末に通知する。

## <石綿健康被害救済業務>

#### 1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

#### (1) 認定等の迅速かつ適正な実施

申請段階から医療機関と緊密に連絡を行い、病理標本など医学的判定に必要な資料の整備に努め、1回の判定で結果が得られるようにすることなどで、療養中の方々からの認定申請について、特殊な事情を有する案件を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮するとともに、計測に時間を要している石綿繊維の計測については、環境省他関係機関と連携を図りながら迅速化に努め、着実に実施する。

また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口に随時、情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図る。

## (2) 迅速かつ適正な支給

救済給付の請求に関する案内資料について、より分かりやすくなるよう見直しを検討するなど、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組を進め、支給に係る事務を適切に行う。

また、認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう 事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。

#### 2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

## 3. 制度運営の円滑化等

#### (1) 保健所等への情報提供

各地域で保健所等への説明会を実施し、制度及び手続等に関する知識を深め、申請手 続の円滑化を図る。

#### (2) アンケート調査

救済制度の適切な運営等の参考とするため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。

#### (3) 医療機関等への申請手続等の周知

医療機関が加入する団体、呼吸器に関連する学会、がん診療連携拠点病院及び看護師等の関係する医療関係団体等に協力を依頼し、効果的な制度の周知を図るとともに、申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。

## (4)調査・情報収集の実施

環境省等とも連携して、中長期的視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する調査 等を行う。

また、中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項における調査については、環境省と協力して対応する。

### (5) 医療機関等への知見の還元等

診断技術の向上を図るため、中皮腫等に係る専門技術研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関する学会等でセミナーを開催する。特に、石綿による肺がんについて重点的に周知を行う。

#### (6) 救済制度に関する情報の公開

救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を 公開する。

## 4. 救済制度の広報・相談の実施

#### (1)制度に関する広報等

直近3年間の広報事業の成果のほか中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行 状況及び今後の方向性について」の趣旨を踏まえ、広報計画を定め、広範な情報発信を するとともに、地域性等も配慮し、地方公共団体とも連携して制度の周知を図る。

## (2) 制度等に関する相談等

申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。

### 5. 安全かつ効率的な業務の実施

#### (1) 認定・給付システムの運用等

認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。

## (2) 個人情報の保護等

「機構の保有する機微な個人情報の漏えいリスク管理方針」に沿って、石綿情報セキュリティ委員会が決定した取組方針に基づき、救済制度における申請、請求及び給付等に係る申請書類等の管理を厳格に行う。

## 6. 救済制度の見直しへの対応

中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指 摘事項に対して、環境省他関係機関とも連携の上、必要な対応を行う。

#### <環境研究総合推進業務>

- 1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施
- (1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

研究者への助言・支援の一層の強化を図るため、研究・技術開発の動向や行政の政策 ニーズを各研究者への助言や進捗管理を行うプログラム・オフィサー(以下「PO」と いう。)の体制の強化を図る。 平成 30 年度は、「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究(以下「戦略プロジェクト I」という。)及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」について、委託費又は補助金により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。また、「戦略的研究開発領域分野」において、特に短期間(3年間以内)で重点的に進める中規模のプロジェクト研究(以下「戦略プロジェクトII」という。)を新たに開始する。

平成31年度から開始する「戦略プロジェクトII」、「環境問題対応型研究」、「革新型研究開発」若手枠及び「次世代循環型社会形成推進基盤整備事業」等の研究及び技術開発について、大学、国立研究開発法人その他の研究機関に対して環境省の行政ニーズを提示するとともに、より行政政策への貢献が期待できる課題など重点的採択分野等を設定して、新規課題の公募を行う。

公募に当たっては、各地の大学等において公募説明会等を開催するとともに、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど、推進費の制度や公募情報の周知の早期化に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

## (2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

平成 30 年度から開始する新規課題の採択に当たっては、豊富な研究経歴を有するPOによるプレ審査を経て、推進委員会及び研究部会において、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から事前評価を実施する。この際、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。

また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。

研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を次年度の研究計画に反映させるとともに、5段階評価で下位3段階の課題に対しては研究者への助言等の支援を行う。

平成29年度に研究が終了した課題(業務移管前に開始した課題)について、機構が設置した研究部会において、事後評価を実施する。

事後評価の参考とするため、研究者から研究成果を報告してもらう研究成果報告会について、平成30年度から従来の1日開催から部会毎の開催に変更し、研究成果報告会の充実化を図る。

事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。

また、全ての研究課題について、学識経験者(アドバイザー)及び各研究課題のPO が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザリーボード 会合を、原則として年1回以上、研究代表者に開催させることとし、関係者に対する学 識経験者からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。

#### (3) 研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、研究者が環境省と密に連携するよう、研究途中段階において行うアドバイザリーボード会合に加え、新規課題については、研究開始時にPO及び行政推薦課題については環境省の政策実務担当者と研究者が情報の共有等を図るキックオフ会合等の打合せ会議の実施を研究者に求める。

また、研究成果を環境政策等へより一層反映させるための取組や産学官の連携による 社会実装の推進につながる取組として、公募の方法を含めた検討を行う。

平成 29 年度までに終了した研究課題については、研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表する。また、研究者や行政担当者等、対象を絞った成果の普及・活用促進のため、研究成果発表会を学会と連携するなどして開催する。

研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するとともに、研究費が一定規模以上の研究課題には、「国民との科学・技術対話」を推進するため、中間・事後評価で国民に向けた研究成果の情報発信の実施状況を確認し、研究評価に反映させるなど研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

#### 2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進

#### (1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

平成30年度から新規に実施する研究課題についても、複数年度契約を締結(補助金を除く。)し、研究機関の請求に基づく概算払、研究及び技術開発の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など研究費の新たな使用ルールを適用する。なお、研究者等に対して、平成29年度から適用した研究費の使用ルールの見直しに係る研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち60%以上の者から上位2段階までの評価を得る。

## (2) 研究者への助言等の支援の強化

環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、また機構の担当者の実施能力を向上させること等により、機構の担当者やPOがアドバイザリーボード会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行うとともに、平成29年度までは外部機関に委託していたPO業務について、機構とPOの直接契約に切り替え、機構とPOの連携強化を図ることで、研究者への支援を一層充実させる。

また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるため、 中間評価において5段階評価で下位3段階の課題に対しては、機構とPOが連携し、研 究計画の見直しや研究者への助言等の支援を行うなど、フォローアップを実施する。

研究者と機構・POの間での各種報告書、研究計画書、契約書等の送受信や迅速な連絡・調整を行うための情報共有機能と、収集した情報を一元的に管理・集計・検索するためのデータベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムを構築する。また、学

術論文の概要やジャーナルを幅広く収録した論文検索システムを導入し、最新の学術情報の把握・分析を可能とすることにより、POの研究者支援の強化に繋げる。

更には、海外を含めた環境研究動向調査を実施し、その中で国内外の研究支援活動の 状況を把握することにより、次期中期計画における推進費の運営、職員の人材育成等の 参考とする。

### (3) 研究費の適正な執行等

平成 31 年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム (e-Rad)を活用し、研究費の不合理な重複や過度な集中がないか確認する。

また、平成30年度新規課題の研究者については、機構が指定する研究公正に関する教育の履行を義務付ける。

近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制や会計帳簿その他の関係書類の確認を行う中間検査を継続して実施するとともに、平成29年度に終了した課題について確定検査を実施する。研究費の使用ルールの周知のための会計説明会を、研究情報管理基盤システムの導入に合わせたシステム利用説明会と同時に開催し、研究者及び事務担当者に研究費の適正な執行を徹底する。

#### Ⅱ.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1. 組織運営

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに、環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、内部統制システム整備計画を踏まえた効率的な組織のあり方、人員配置等の業務運営体制等について、前年度の検討及び実施状況を踏まえ、更なる具現化を図る。

また、政府が進める「働き方改革」等を踏まえ、引き続き勤務時間や労務の適正管理を確実に行うとともに、女性活躍推進等の取組を進め、職員一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる、働きやすい職場の実現に努力する。

#### (1)業務実施体制の見直しの検討

管理業務について、引き続き見直しを進め、アウトソーシングやシステム化等を推進 し、一層の効率化を図る。

また、引き続き、総括課業務の見直し、チーム制の定着等に取り組み、組織・要員体制の見直しを行う。

さらに、女性活躍推進等の「働き方改革」を進める基盤となるインフラの整備を進める。

#### (2) 内部統制の推進

### ① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載

した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、 業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の審議を経た上での内部統 制システム整備計画(平成30年度)の策定、モニタリング体制の整備、理事長による 職員との意見交換等を通じて、内部統制の拡充・強化を推進する。

また、全役職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、役職員の意識向上を積極的に進める。

内部統制の運用状況等は、内部統制担当役員が職員との面談等を通じて確認すると ともに、内部統制の推進に係る取組は、外部有識者も含めた内部統制等監視委員会に おいて確認し、監事による内部統制の評価を受ける。

## ② コンプライアンスの推進

役職員が法令等を遵守し、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が 法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するた めの手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研 修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営へ的確に反映さ せるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

#### ③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備するため、リスク管理に関する全体方針、リスクが顕在化した際に特に影響の大きいリスクごとの個別方針等に基づき、平成29年度から導入した日常的モニタリング制度の運用状況等を確認し、適宜見直しを行うこと等により、リスク管理の徹底を図る。

また、緊急時における業務継続実施体制を整備するために策定している業務実施継続計画をより実効性のあるものに随時見直し、基幹情報システム等の災害対策を推進するとともに、当該計画を用いた実践的な訓練を実施することで、緊急時に対する役職員の意識啓発を図る。

## ④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)」等の政府の方針を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程に基づいて策定した情報セキュリティ対策基準等に従い、サイバー攻撃等のリスクに対応した施策の継続した実施とその有効性の確認を情報セキュリティ委員会において行うとともに、継続的な研修・実践的な訓練等を通じた役職員の意識の向上を図り、適切な情報セキュリティレベルを確保するための取組を推進する。

また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

#### 2. 業務運営の効率化

## (1) 経費の効率化・削減等

平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、予算執行、経費の運営プロセスの遵守を徹底し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成しつつ、一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

### ① 一般管理費

一般管理費(人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。)について、中期計画の削減目標(6.5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成30年度予算を作成し、効率的執行に努める。ただし、環境研究総合推進業務に係るものについては、前年度比1.65%以上の効率化を図るものとする。

#### ② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、中期計画の削減目標(4%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成30年度予算を作成し、効率的執行に努める。

## ③ 人件費等

機構の給与水準について、引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むと ともに、その検証結果や取組状況を公表する。

## (2) 随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。

また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から作成する「調達等合理化計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付する。

また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の 点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確 保に努める。

なお、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して入札及び契約手続における 透明性の確保等の更なる徹底を図るために、入札及び契約手続に係る組織等のあり 方について検討を進める。

② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関す

る法律(平成 15 年法律第 130 号)第 21 条の3の趣旨を、環境研究総合推進費の 委託研究については「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成 17 年 9 月 9 日競 争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明 性が十分確保される方法により実施する。

また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

#### 3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー(電気使用量の削減)、省資源(用紙使用量の削減)及び廃棄物の排出抑制等に努める。

温室効果ガスの排出抑制について、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)パリ協定を踏まえた政府の地球温暖化対策計画の進捗状況も踏まえつつ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の着実な進展を図る。

平成 29 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。 さらに、環境政策の実施機関である機構の組織で培われた職員の業務専門性を活かしなが ら、地域における社会貢献活動に積極的に取り組む。

環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域 貢献等を積極的に取り上げ、国民に対する情報発信ツールとして活用する。

## Ⅲ. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画 別紙のとおり

## 2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」 という。)の残高を本中期目標期間中に100億円以下に圧縮するという目標は達成したが、 今後、残高の圧縮に伴い回収困難案件の割合が増加している状況に留意しつつ、更なる圧 縮を図るため、

- ① 約定弁済先の管理強化
- ② 返済慫慂
- ③ 厳正な法的処理

## ④ 迅速な償却処理

に引き続き積極的に取り組む。

特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化に当たっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、決算書の厳格な分析などにより、その経営状況に目を配り、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、②の返済慫慂については、保有資産の売却、他金融機関への借換、法的・私的再生の活用など、返済確実性の高い返済策を債務者に慫慂することにより、残高の圧縮を図る。

さらに、平成30年度期首と期末の債権残高を比較し、債権区分ごとの期中の回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、正常債権以外の債権への取組状況を明らかにする。

返済確実性の見込めない債権は、サービサーを効果・効率的に活用し、回収強化を図る。 また、債権残高に占める割合の増加が今後見込まれる回収困難事案について、分析の上、 対処方針を検討する。

## IV. 短期借入金の限度額

平成30年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000百万円とする。

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VII. 剰余金の使途

なし

- Ⅷ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
  - 1. 施設及び設備に関する計画 なし
  - 2. 職員の人事に関する計画
  - (1) 職員によるより質の高いサービスの提供を行うことができるよう、「ERCA 研修計画」

に基づく研修を展開し、各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力 開発・人材育成を図るための各種研修を実施する。

また、女性活躍推進や働き方改革等のための研修を進めるとともに、自主選択制の研修の実施などにより、職員の自発的かつ積極的な研修受講及び自己啓発等を促す。

なお、政府機関等主催の外部研修の活用及び階層別研修の実施においては、講座数及 び参加者数とも前中期目標期間の最終年度の実績を上回るよう努め、また、業務専門性 研修の実施においては、当初計画講座数上回るよう努める。

(2) 平成29年度に把握した人事評価制度の運営上の課題解決等を通じて、職員一人ひとりの成長、組織全体の成長をより確実なものとするとともに、評価結果の人事及び給与への反映により、士気の高い組織運営に努める。

また、指導役制度についても、その運用状況等を確認し、適宜見直しを図ることで、職員の更なる成長を促す。

(3) 人員に関する指標

(参考)

第3期中期目標期間の期初常勤職員数140人

第3期中期目標期間の期末の常勤職員数の見込み148人

### 3. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間から繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理 回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した 固定資産の減価償却に要する費用に充てることとする。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

## 平成30年度計画予算

# (総計)

(単位:百万円)

区分	金額
	亚俄
収入 運営費交付金 国庫補助金 その他の政府交付金 都道府県補助金等 業務収入 受託収入 運用収入 その他収入	6,601 1,041 11,433 900 36,193 - 861 149
計	57,178
支出 業務経費 公害健康被害補償予防業務経費 うち人件費 石綿健康被害救済業務経費 うち人件費 環境保全研究・技術開発業務経費 うち人件費 基金業務経費 うち人件費 承継業務経費 うち人件費 受託経費 一般管理費 うち人件費	55,897 41,300 324 4,845 303 4,955 108 4,413 149 385 149 - 892 406
計	56,789

# [人件費の見積り]

平成30年度 1,195百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入 運営費交付金 国庫補助金 その他の政府交付金 業務収入 運用収入 その他収入	308 41 7,361 32,851 – 0	- 200 - - 502 -	308 241 7,361 32,851 502 0
計	40,561	702	41,263
支出 業務経費 公害健康被害補償予防業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費	40,524 198 143 66	775 125 110 52	41,300 324 253 118
計	40,667	885	41,552

<sup>(</sup>注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金額
収入 その他の政府交付金 業務収入 その他収入 計	4,072 115 13 4,200
支出 業務経費 石綿健康被害救済業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費 計	4,845 303 282 127 5,127

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# (環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入 運営費交付金	5,021
計	5,021
支出 業務経費 環境保全研究・技術開発業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費	4,955 108 117 49
計	5,072

<sup>(</sup>注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# (基金勘定)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計金額
収入 運営費交付金 国庫補助金 都道府県補助金等 運用収入 その他収入	850 - - 118 24	31 800 900 - 15	27 - - 240 -	908 800 900 358 39
計	992	1,746	267	3,005
支出 業務経費 基金業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費 計	920 120 115 54 1,035	3,177 16 16 7 3,192	316 12 11 5	4,413 149 141 66 4,555

# ( 承継勘定 )

区 分	金額
収入 運営費交付金 業務収入 その他収入	365 3,227 97
計	3,689
支出 業務経費 承継業務経費 うち人件費 一般管理費 うち人件費 計	385 149 98 46 483

<sup>・</sup> (注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# 平成30年度収支計画

(総計)

区 分	金額
費用の部 経常費用 公害健康被害補償予防業務経費 石綿健康被害救済業務経費 環境保全研究・技術開発業務経費 環境保全研費 基金業務経費 一般信業務 一般信業務費 財務費 財務費 収益の部 経常型費交付金収益 国庫補助金収益 その他の政府交付金収益 石綿健康被害救済基金預り金取崩益 ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益 受託収入 業務収入	59,768 59,768 41,320 4,845 4,955 4,412 2,967 1,199 71 59,779 59,779 6,769 241 8,159 4,329 3,160 - 35,907
運用収入 その他の収益 財務収益	866 118 230
純利益 前中期目標期間繰越積立金取崩額 総利益	11 201 212

# (公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部 経常費用 公害健康被害補償予防業務経費 補償業務費 予防業務費 一般管理費 減価償却費 収益の部 経常収益 運営費交付金収益 国庫補助政府交付金収益 その他の政府交付金収益 業務見返負債戻入 運用収入 財務収益	40,703 40,703 40,530 40,530 - 143 31 40,683 40,683 329 41 7,361 32,936 16 - 0	905 905 790 - 790 110 4 705 705 - 200 - - 505	41,608 41,608 41,320 40,530 790 252 36 41,388 41,388 329 241 7,361 32,936 16 505
純利益(△純損失) 前中期目標期間繰越積立金取崩額 総利益(△総損失)	△ 20 1 △ 19	△ 200 200 –	△ 220 201 △ 19

<sup>(</sup>注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# ( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金額
費用の部	5,133
経常費用	5,133
石綿健康被害救済業務経費	4,845
受託業務費	-
一般管理費	282
減価償却費	6
収益の部	5,133
経常収益	5,133
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,329
受託収入	-
その他の政府交付金収益	798
資産見返負債戻入	6
純利益  総利益   (注) 名間は第一人 三間の数点は、四次下1の目	- - - - -

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# (環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区 分	金額
費用の部 経常費用 環境保全研究・技術開発業務費 一般管理費	5,076 5,076 4,955 117
収益の部 経常収益 運営費交付金収益 資産見返負債戻入	5,076 5,076 5,072 4
純利益 総利益	

<sup>(</sup>注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## (基金勘定)

				<u> </u>
区分	地球基金	PCB基金	維持管理	合計
	事業	事業	事業	金額
費用の部	1,039	3,193	328	4,559
経常費用	1,039	3,193	328	4,559
基金業務経費	920	3,177	315	4,412
地球環境基金業務費	920	_	_	920
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	_	3,177	_	3,177
維持管理積立金業務費	_	_	315	315
一般管理費	115	16	11	141
減価償却費	4	0	1	5
収益の部	1,039	3,193	277	4,509
経常収益	1,039	3,193	277	4,509
運営費交付金収益	900	32	33	966
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	_	3,160	_	3,160
地球環境基金運用収益	118	_	_	118
維持管理積立金運用収益	_	_	243	243
寄附金収益	17	_	_	17
資産見返負債戻入	4	0	0	5
				[
純利益	_	0	-51	-51
総利益	_	0	-51	-51

<sup>(</sup>注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# ( 承継勘定 )

区 分	金額
費用の部	3,391
経常費用	3,391
承継業務経費	2,967
一般管理費	405
減価償却費	19
収益の部	3,673
経常収益	3,673
運営費交付金収益	402
事業資産譲渡元金収入	2,970
資産見返負債戻入	19
財務収益	230
雑益	51
純利益	281
総利益	281

<sup>(</sup>注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# 平成30年度資金計画

(総計)

(単位:百万円)

資金支出 第活動による支出 57,973 186,228 財務活動による支出 186,228 財務活動による支出 4 271,706 2 315,911 業務活動による収入 61,461 運営費交付金収入 6,601 国庫補助金収入 1,041 その他の政府交付金収入 11,433 都道府県補助金等収入 900 業務収入 900 業務収入 900 業務収入 887 その他の収入 7,207 投資活動による収入 192,856 財務活動による収入 192,856 財務活動による収入 7 61,587	区分	金 額
	資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 財務活動による域金 資金収入 業務活動による収入 軍庫補助金等収入 国庫補助の政府交付金収入 をの他の政府の収入 での他の収入 での他の収入 での他の収入 での他の収入 をのしたる収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とののしたとの収入 とのしたとの収入 とのしたとのしたとのしたとのしたとのしたとのしたとのしたとのしたとのしたとのした	315,911 57,973 186,228 4 71,706 315,911 61,461 6,601 1,041 11,433 900 33,392 887 7,207 192,856

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# (公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 財務活動による支出 翌年度への繰越金	67,830 40,663 25,000 3 2,164	4,162 883 2,370 - 909	71,992 41,547 27,370 3 3,072
資金収入 業務活動による収入 運営費交付金収入 国庫補助金収入 その他の政府交付金収入 業務収入 運用収入 投資活動による収入 前年度よりの繰越金	67,830 37,760 308 41 7,361 30,050 0 28,000 2,071	4,162 702 - 200 - - 502 2,070 1,390	71,992 38,462 308 241 7,361 30,050 502 30,070 3,460

<sup>(</sup>注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# ( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位:百万円)

	- (十四:ログガガ
区 分	金額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 翌年度への繰越金 資金収入 業務活動による収入 その他の政府交付金収入 地方公共団体等拠出金収入 その他の収入 投資活動による収入 前年度よりの繰越金	116,401 5,107 77,800 33,494 116,401 4,200 4,072 115 13 86,800 25,400

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# (環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

	(十四: [77] ]/
区分	金額
資金支出	5,072
業務活動による支出	5,072
翌年度への繰越金	-
資金収入	5,072
業務活動による収入	5,021
運営費交付金収入	5,021
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	51

<sup>(</sup>注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# (基金勘定)

<u>(単位:百万円)</u>

資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 翌年度への繰越金 第番活動による収入 電営費交付金収入 国庫補助金収入 新道府県補助金等収入	区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
選用収入 129 15 240 384 その他の収入 17 - 7,127 7,143 投資活動による収入 4,740 26,000 45,200 75,940 財務活動による収入 7 7 7 7,143 15,771 20,551	業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 翌年度 資金収入 資金収入 運営費交付金収入 国庫補助金等収入 国庫補助金等収入 適用収入 その他の収入 投資活動による収入 財務活動による収入	6,102 1,037 4,780 - 286 6,102 995 850 - - 129 17 4,740 7	32,166 3,192 25,000 - 3,974 32,166 1,746 31 800 900 15 - 26,000	68,364 1,613 51,200 1 15,551 68,364 7,394 27 - 240 7,127 45,200	106,633 5,842 80,980 1 19,810 106,633 10,135 908 800 900 384 7,143 75,940

<sup>(</sup>注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# ( 承継勘定 )

	(十位・ログリリ/
区分	金額
次ム士山	15.010
資金支出	15,813
業務活動による支出	405
投資活動による支出	78
財務活動による支出	_
翌年度への繰越金	15,330
	10,000
資金収入	15,813
業務活動による収入	3,643
	•
運営費交付金収入	365
業務収入 業務収入	3,227
その他の収入	51
投資活動による収入	46
財務活動による収入	
前年度よりの繰越金	10 104
刑 十戌みりの秣処並	12,124

<sup>(</sup>注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。